

りびんぐらいぶず 平成 29 (2017) 年 5 月第 2 号

唯除五逆誹謗正法(ゆいじょごぎゃくひぼうしょうぼう)

ご議題

設我得仏、十方衆生、至心信樂欲生我国、乃至十念、若不生者、不取正覺。唯除五逆誹謗正法。

(たとひわれ仏を得たらんに、十方の衆生、至心信樂(しんぎょう)してわが国に生ぜんと思(おも)ひて、乃至十念せん、もし生ぜずは、正覺を取らじ、ただ五逆と誹謗正法とをば除く。)(Ref 仏説無量壽經 卷上、註釈版聖典 P18)

Sthāpayitvānantarykārīnah saddharma pratikṣepāvaranāvrtāms (無間[罪]を犯した者たちと正法を誹謗するという障碍に覆われた生ける者たちとを除いて)

(Ref 大田利生[仏説無量壽經勉強会(広大会)平成二十九年四月度資料])

唯除の御文について (お断り)この一節は大田先生から頂戴した資料やご講義をもとにしています。

・正依の無量壽經、無量壽如来会に見られる「唯除」の「唯」に当たる語は、サンスクリット本(梵本)には存在せず、「除」に当たる sthāpayitvā があるだけである。

「sthāpayitvā(除いて)」という語について、最近「そのまま不問にして」という新説が提示されているが、サンスクリット本(梵本)第十八願では、常に「除いて」の意味で使われており、チベット訳第十八願でも「ma gtoga par(除いて)」と訳されているから副詞化(又は前置詞化)した絶対分詞(Absolutive)とみるべきであり、従来の伝統的な読解が妥当と考える(大田利生先生のお言葉)。

唯除の文は「後期無量壽經」において付加されたことは明らかであるが、思想史的には「初期無量壽經」の『大阿彌陀經』第五願(悔過作善願生)、『平等覺經』第十九願(悔惡為道願生)と深い関連を持つのではないかと考えられる。

「五逆」は、原始仏教、部派仏教を通じて出家・在家の両方に関わる重罪とみられたものであり、「誹謗正法」は、大乘仏教になってから特に強調された謗法罪のことで五逆罪より重いと見なされたものである。

したがって、唯除の文は、原始仏教以来の伝統を受けつつ、大乘仏教の立場から見て、極悪の重罪を犯さない限り、仮にどのような悪行を犯してもすべて第十八願の対象となり得ることを認めていると云ってよい。

つまり、第十八願は、この唯除の文によって「初期無量壽經」に見られる悪人往生の思想を大乘仏教の歴史的現実に則した形で限定を加えつつ継承したものと見るができるのである(Ref 藤田宏達『浄土三部經の研究』P332)。

観経下品下生段の経説との矛盾の解釈法

(お断り)この一節も大田先生から頂戴した資料やご講義をもとにしています。

曇鸞大師の解釈(八番問答)

『無量寿経』は、五逆と謗法の二種の重罪を備えているから往生できないのに対し、『観経』は、単に五逆十悪等の罪だけで謗法を含まないから往生できるという。

(一経には、二種の重罪を具するを以てなり。一には五逆、二には誹謗正法なり。この二種の罪を以ての故に所以に往生を得ず。一経には、但十悪・五逆等の罪を作ると言(のたま)ひて、正法を誹謗すと言(のたま)はず。この故に故に生ずることを得。)

善導大師の解釈「散善義」(註釈版 P302、七祖 P494)

『無量寿経』では、五逆と謗法の重罪を犯していない者に対して如来が方便をもって、もしこのような罪を犯したならば往生できないと抑え止めたものであり(抑止門)、『観経』は、既に五逆罪を犯してしまった者を大悲を以て救い往生させたもので、もし謗法罪を犯したとしてもすべて摂め取るのである(摂取門)という。

法然聖人は、第十八願、その成就文を引用する場合、唯除の文を取り上げてはいない。

親鸞聖人は、曇鸞大師、善導大師の説を受け、意を汲みつつ、唯除の文は、五逆と謗法の二種の罪の重きことを示して十方一切の衆生が往生することを説き明かして下さって居る。

「信巻(末)」逆謗摂取釈では、曇鸞、善導両師の御文を引用され(Ref 註釈版聖典 p296~)、

「尊号真像銘文」(註釈版聖典 P644)では、「唯除五逆誹謗正法といふは、「唯除」といふは、ただ除くといふ言葉なり、五逆のつみびとをきらひ、誹謗の重きとがをしらせんとなり、このふたつの罪のおもきことをしめして十方一切の衆生みなもれず往生すべしとしらせんとなり」と仰せである。

唯除の御文をどう頂戴すべきか

(お断り)この一節は大田先生から頂戴した資料やご講義と当日の話し合いの内容を元に取り纏めています。

一 謗法は、衆生がご本願を受け容れていない姿であり、それでは救いに与ることができない。是は論理の基本である。

しかし、その論理を超えた救いが浄土真宗の救いである。唯除はその秘密を解く鍵である。

二 仏願力をもって、五逆と十悪と罪滅し生ずることを得しむ。謗法・闍提、回心すれば皆往く(Ref 法事讃、信文類末逆謗摂取釈、註釈版聖典 p303)。

三 「除外する」とは、その言葉によって衆生に自身の罪の姿を知らしめる教育的手段であり、機が熟してしかる後、摂取することを意味する。「唯除」は、自らの罪の意識を喚起せしめる言葉である。罪を罪と認める身に育て上げられたとき、衆生は既に仏法の枠に入っている。

四 法蔵発願では、師仏が法蔵比丘に「なんぢみずからまさに知るべし」(註釈版聖典 p14)、韋提希の「われに思惟を教へたまへ、われに正受を教へたまへ」(註釈版聖典 p91)の願いに対して一

旦突き放して時をおき、しかる後示すという教育的手段をお取りになることに通底している。

五 弥陀経讃第一首「十方微塵世界の念仏の衆生をみそなはし撰取してすてざれば阿弥陀となづけたえまつる」の撰取の御左訓には「撰はものの逃ぐるを追はへ取るなり」とある。これは衆生の本質と仏の本質を相対して表現されたお言葉である。

六 歎異抄第三条には、「煩惱具足のわれらは、いずれの行にても生死をはなるることあるべからざるを、あわれみたまひて願をおこしたまふ本意、悪人成仏のためなれば、他力をたのみたてまつる悪人、もっとも往生の生因なり」とある。

七 除くということは、除かんということである (Ref 宗学院別科の三経七祖の大田利生先生ご講義) 非常に印象的なお言葉であり、それ以来、不肖の耳の底に残って離れない。

“除くとは除かんということである”について考えてみる

七 曾て、瓜生津先生から浄土真宗のお同行が陥る最後の疑いというお話を伺ったことがある。それは「このような私がお救いに与れましょうか」というのであった。仏の超熟のお育てに与り自らの罪の姿を受け止めたときの有様であり、まことに尊い姿である。自らの姿を知らしめる働きに遇っているからである。自らの真の姿のお粗末さ故に陥った疑いだから最後の疑いであると言われる。その疑いから解き放たれたとき終にお同行はお救いに与っている。

八 第十八願は、十方一切の衆生が往生(今生では撰取不捨)の利益に与る本願文である。

ところが、衆生は、衆生一般が救われるというだけでは、自らが救われるとは頂戴し辛いようにできている。そこで、ご本願では、「除く」という言葉を設けて衆生に自らの姿を知らしめる仕組みを講じられたものと窺われる。

九 サンスクリット本では「唯除」は「除く」だけであって「唯」に当たる文献学的根拠はない。

・「唯」は、いわば、漢訳、更には和語のお聖教で極まった特別の意義が予見される。

・「唯」は、ただこのことひとつといふ(『唯心鈔文意』P699)とあり、「唯信」と申すはひとつずびにとるころを申すなり(『銘文』註釈版 p644)とあるからである。

ただ、第十八願文以外では次のような用例が認められる。

・「唯然」は、阿難、法蔵比丘の言葉として現れる。「ややしかなり、願樂して聞きたてまつらんと欲ふ(『法蔵発願』註釈版 P9、13)と頷く姿である。

・我々の日常で縷々述べた挙げ句「ただ」と称して述べるところに本意があることはよくあることである。最後に本意の悲願がある。合掌。

宗祖七百五十回大遠忌実行委員会五月七日(日)十九時

伝統奉告法要団体参拝五月十四日(土)

仏教婦人会例会 五月十六日(火)十九時半より

著作編集兼発行元(本願寺派 正覚寺内) 〒520-0501 大津市北小松四五二番地

077-596-0166、FAX077-596-0196 住職 堅田 玄宥